

医療資源が絶対的に不足する事態を回避するための
災害時における医療救護体制の強化

政策提言先 厚生労働省・国土交通省・内閣府

政策提言の要旨

令和6年8月発生の日向灘を震源とする地震では、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を初めて発表し、令和7年1月には、政府の地震調査委員会が、南海トラフ地震の30年以内の発生確率を「80%程度」に引き上げており、南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくない状況にあります。加えて、本年3月に6年ぶりに見直された南海トラフ地震の被害想定では、令和元年度と比較して、全国の負傷者数が約2倍に増加しています。

南海トラフ地震では、広域かつ甚大な被害と大量の負傷者の発生によって、医療資源の絶対的な不足が国内全域で発生することが想定されます。

さらに、外部からの被災地支援には一定期間を要することも見込まれることから、平時からの対策が重要かつ急務です。

このため、過去の災害で発生した事例も踏まえ、南海トラフ地震への備えを加速化する政策として以下のことを提言します。

- ①医療機関の非常用自家発電設備及び給水設備整備事業の十分な『予算確保』と支援制度の『拡充』を図ること
- ②病院の耐震化に対する支援制度の『拡充』を図ること
- ③災害医療に必要な人材について、国としての『目標』を定め、早急に育成・確保を図ること（DMAT・災害支援ナース・DPAT）

【政策提言の具体的内容】

- ①医療機関の非常用自家発電設備及び給水設備整備事業の十分な『予算確保』と支援制度の『拡充』を図ること

「医療提供体制施設整備交付金（非常用自家発電設備及び給水設備整備事業）」における都道府県からの要望に対して満額交付対応を行うための十分な予算を確保すること及び全ての病院が事業を活用できるよう、補助要件（浸水想定区域又は津波災害警戒区域内であること、救命救急センターや病院群輪番制病院等であること等）を撤廃するとともに、現行の補助率（33/100）を1/2にかさ上げすること。

- ②病院の耐震化に対する支援制度の『拡充』を図ること

社会資本整備総合交付金（住宅・建築物耐震改修事業）における現行の補助率（23/100）を1/2にかさ上げすること。

- ③災害医療に必要な人材について、国としての『目標』を定め、早急に育成・確保を図ること（DMAT・災害支援ナース・DPAT）

南海トラフ地震の被害想定に基づく、DMATや災害支援ナースの必要数等について、国としての目標値を定め、早急に育成・確保を図るとともに、目標達成に向けた体制整備や財政的支援を図ること。

【政策提言の理由】

①を提言する理由

南海トラフ地震では、広範囲での強い揺れにより、電気や水道などのライフライン及び道路等のインフラが寸断され、外部から被災地の医療機関への水や燃料などの支援が一定期間届かないことが想定されます。

このため、医療機関における水や燃料の確保対策の強化が必要ですが、「医療提供体制施設整備交付金（非常用自家発電設備及び給水設備整備事業）」は、各県の要望に対して十分な予算額が確保されておらず、当県においても令和6年度の内示率が54%であったため、事業を縮小せざるを得なかった病院がありました。

また、過去の地震災害の事例から見ても、津波により浸水した病院から浸水区域外の病院への転院が行われる可能性も非常に高く、全ての病院での水や燃料の確保対策を進めることが必要です。

しかしながら、現行の自家発電等の補助事業は、特定の機能を有する病院以外については、津波等の浸水想定区域内に病院が所在することなど、補助要件が限定されているため、医療機関が実施する対策への支援が不十分です。

南海トラフ地震などの大規模災害において、外部からの支援が受けられるまでの間、全ての病院が災害医療に対応できる体制整備を行うためには、自家発電等の補助事業の十分な予算額の確保とともに、補助要件の撤廃と補助率のかさ上げにより支援を拡充することが必要です。

②を提言する理由

南海トラフ地震を見据えた場合に、外部からの支援が受けられるまでの間、全ての病院が災害医療に対応できる体制として、まずは、病院施設の耐震化が基本となります。

しかし、耐震化には多額の自己資金が必要であり、特に近年は物価高騰などにより工事費用が増加しているため、全国の病院の耐震化率は「ほぼ横ばい」となっています。

このため、全病院の耐震化の加速化に向けて、一般病院まで補助対象となっている耐震化に対する国の補助事業について、補助率をかさ上げすることが必要です。

③を提言する理由

南海トラフ地震発生時においては、インフラやライフラインの寸断による被災地内の医療機能や搬送能力の著しい低下に加え、大量の負傷者が同時に発生し、医療資源の絶対的な不足が国内全域で発生することが見込まれます。

国においては、本年2月に南海トラフ地震時の必要DPAT隊員数の国想定を発表とともに（最大25,000人）、DMATの運用等を所管するDMAT事務局の体制が強化され、DMAT養成研修なども一定拡充が図られましたが、南海トラフ地震の被害想定や能登半島地震での活動状況を踏まえると、DMATなどの医療支援チームの数や支援体制は絶対的な不足が見込まれる状況です。

このため、災害医療に必要な人材について「超広域での面的な被害」を見据えて、国としての目標を定め、医療支援チームの育成・確保などを図ることが必要です。いかなる災害においても被災地外から被災地への迅速かつ大量の支援を切れ目なく、投入できる体制づくりが必要です。